

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	平成28年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	76,479
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	973,984

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他		
社 会 福 祉	社会福祉費	262,148	196,959			20,580	44,609	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業
	老人福祉費	9,010			557	711	7,742	老人保護措置事業、外出支援事業
	児童福祉費	417,508	265,059		19,420	32,787	100,242	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業
	小 計	688,666	462,018	0	19,977	54,078	152,593	
社 会 保 険	介護保険事業	168,551	1,537			13,239	153,775	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	114,871	58,177			9,017	47,677	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	283,422	59,714	0	0	22,256	201,452	
保 健 衛 生	保健衛生費	1,896	235		1,394	145	122	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	1,896	235	0	1,394	145	122	
合 計	973,984	521,967	0	21,371	76,479	354,167		

※一般職人件費・一般事務費は除く。